

本事業に係る会議体

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目 的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、
その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目 的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施においての具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等